

## 「法人県民税の課税非課税の判定票」について

この判定票は、収益事業を行う社会福祉法人、更生保護法人又は学校法人(私立学校法第64条第4項の専修学校及び各種学校を含みます。)が地方税法施行令第7条の4のただし書きの規定により法人県民税の課税上収益事業に含まれないこととされる範囲を判定する場合に使用してください。

詳細は判定票裏面の記載要領に従ってください。

なお、この判定票は法人県民税のみの判定に使用するものです。所得が黒字の場合、判定の結果、法人県民税は非課税となっても法人事業税は非課税とはなりませんので注意してください。

### 地方税法施行令 (収益事業の範囲)

第7条の4 法第24条第4項から第6項まで、第25条第1項ただし書及び第2項ただし書並びに第52条第1項の表の第1号の収益事業は、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第5条に規定する事業で、継続して事業場を設けて行われるものとする。ただし、当該事業のうち社会福祉法人、更生保護法人、学校法人又は私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人が行う事業でその所得の金額の100分の90以上の金額を当該法人が行う社会福祉事業、更生保護事業、私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の経営(法人税法施行令第5条に規定する事業を除く。)に充てているもの(その所得の金額がなく当該経営に充てていないものを含む。)を含まないものとする。

法人県民税の  
課税・非課税の  
判定票

法人番号	
法人名	
事業年度	年 月 日から 年 月 日まで

収益事業から生じた所得金額の計算	法人税の課税標準となる所得金額 (法人税明細書別表四 所得金額又は欠損金額 (49) )		①			
	加算欄	収益事業から収益事業以外の事業に支出した金額		②		
		収入と 不算入と した金額 で益金 のもの	受取配当金で益金とされなかった金額		③	
			還付法人税額等		④	
					⑤	
					⑥	
					⑦	
		加算欄計 (②+③+④+⑤+⑥+⑦)		⑧		
	減算欄	支出した 不算入と された金額 で損金 のもの	寄付金の損金算入限度超過額		⑨	
			法人税明細書別表四において損金不算入とした法人税額		⑩	
			法人税明細書別表四において損金不算入とした附帯税額		⑪	
					⑫	
					⑬	
				⑭		
	減算欄計 (⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)		⑮			
収益事業から生じた所得金額 (①+⑧-⑮)			⑯			
課 非 の 判 定	⑯ × $\frac{90}{100}$		⑰			
	当期中において収益事業から収益事業以外の事業に支出した金額		⑱			
	⑱の金額が⑰の金額 以上である場合……………非課税 未満である場合……………課 税					
添付書類	1. 決算書 2. 法人税申告書別表一 (二) 3. 法人税明細書別表四		4. 法人税明細書別表十四 (二) 5. 6.			

この判定票は、申告書 (第6号様式) に添付して提出してください。

## 「法人県民税の課税非課税の判定票」記載の手引

この判定票は、収益事業を行う社会福祉法人、更生保護法人又は学校法人(私立学校法第64条第4項の専修学校及び各種学校を含みます。)が地方税法施行令第7条の4のただし書きの規定により法人県民税の課税上収益事業に含まれないこととされる範囲を判定する場合に使用してください。

- 1 ①欄の金額が零以下となる場合は、②から⑩までの欄の記載は不要です。  
この判定票の「課・非の判定」欄の「非課税」を○で囲んでください。
- 2 ②欄には、当該事業年度中収益部門から公益部門へ支出した金額(法人税明細書別表十四(二)26欄(同上以外のみなし寄附金額)の金額)を記載してください。
- 3 ③欄には、当該事業年度中に収入とした受取配当等の金額で法人税法上益金不算入とされた金額(法人税明細書別表四14欄(受取配当等の益金不算入額)の金額)を記載してください。
- 4 ④欄には、当該事業年度中に還付を受け又は充当された金額(法人税明細書別表四18欄(法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額)及び19欄(所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等)の金額)を記載してください。
- 5 ⑤から⑦までの欄には、③、④を除く当期中に収入とした金額で法人税法の所得の計算上益金不算入とされた金額を記載してください(法人税明細書別表四で減算した金額)。  
なお、法人税明細書別表四で減算した金額のうち損金に算入するものは含めません。
- 6 ⑨欄には、損金算入限度額を超えた寄附金(法人税明細書別表四26欄(寄附金の損金不算入額)の金額)を記載してください。
- 7 ⑩欄には、法人税法の所得の計算上損金不算入とされた法人税の額を記載してください(法人税明細書別表四2欄(損金経理した法人税及び地方法人税)及び4欄(損金経理した納税充当金)のうち、法人税額に充てる金額)。
- 8 ⑪欄には、当該事業年度中に損金に算入した附帯税及び延滞税(法人税明細書別表四5欄(損金経理した附帯税、加算金、延滞金及び過怠税)の金額)を記載してください。
- 9 ⑫から⑭までの欄には、「⑨、⑩、⑪」を除く当期中に支出した金額で法人税の所得の計算上損金不算入とされた金額を記載してください(法人税明細書別表四で加算した金額)。  
ただし、次のアからウの金額は含めません。  
ア 法人税明細書別表四4欄(損金経理した納税充当金)のうち、道府県民税及び市町村民税に充てる金額  
イ 減価償却の償却超過額(法人税明細書別表四6欄)  
ウ その他各種引当金、準備金等  
なお、法人税明細書別表四で加算した金額のうち益金に算入するものは含めません。
- 10 ⑰欄に記載すべき金額に1円未満の端数が生じた場合は、端数金額を切り捨ててください。
- 11 ⑱欄には、②欄の金額を記載してください。
- 12 「添付書類」欄には、収益事業から生じた所得金額の算定に必要な書類を添付した場合に書類の名称を記載してください。決算書、法人税申告書別表一(二)、法人税明細書別表四及び別表十四(二)は必ず添付してください。